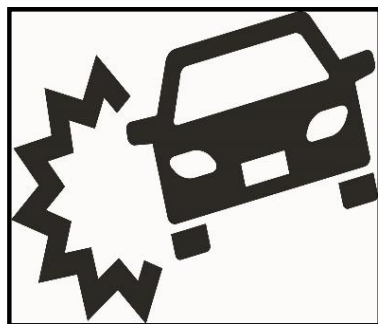


乗り入れ（段差解消）ブロック等の設置は危険です！！

【違法状態の例】



【適切な例】



駐車場と道路の段差を解消するために、乗り入れ（段差解消）ブロックや鉄板を道路上に置くことは、歩行者や自転車・バイクの転倒事故を引き起こす可能性があるため、**大変危険であり、道路法で禁止**されています。

このような状態で、万が一事故が起きたときは、**設置者の損害賠償責任が問われる場合があります**。

それだけでなく、道路上の雨水の流れを妨げ、**道路冠水の原因**となる可能性があります。

全ての人が安全・安心に通行できるよう、**乗り入れ（段差解消）ブロックは撤去**してください。

※切り下げ工事は、道路管理者（市道の場合は市）に工事申請をする必要があります。

【浦安市 道路政策管理課 047-712-6582】